

平成25年

第1回市議会定例会 議案第37号

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第2項」とする。

附則第3項中「(自己都合による退職者に係る退職手当の基本額に関する部分を除く。)」を削り、「37年未満」を「43年未満」に、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項または第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第6項第1号中「自己都合による退職者」を「傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。以下「自己都合による退職者」という。)」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成15年函

館市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「44年を超える」を「43年以上の」に、「新条例」を「同条例」に改める。

第3条 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例」を「額(当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第2項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、函館市職員退職手当条例」に改め、「附則第7条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例(以下「新条例」という。)附則第2項(新条例附則第4項および第2条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第11項においてその例による場合を含む。)および第3項の規定の適用については、新条例附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第3条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100

分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

(提案理由)

退職手当の額を引き下げするため